

IV 危機管理

第10分科会 危機対応

○ 研究課題 ○

様々な危機への対応と未然防止の体制づくりにおける校長の在り方

■ 分科会の趣旨 ■

子どもたちを取り巻く環境は急激に変化し、学校が対応しなければならない危機は、風水害などの自然災害のみならず、多岐にわたっている。特に、いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の問題は依然深刻な課題となっており、児童虐待の増加や携帯電話、スマートフォンなどによるネットいじめなど、これまでとは違った新たな課題が生じてきている。

学校は、子どもたちが自己実現に向けて学ぶ場でなければならない。そして、教職員は子どもたちの安全を守り、安心して学習や諸活動に取り組むことができる環境を整備する必要がある。そのために、学校は事件・事故等の未然防止や適切な対応など、学校危機管理体制の確立とともに、教職員及び子どもたち一人一人の危機対応力を高めることが求められる。

校長は、教職員が様々な危機に対応できるように、危機管理意識を高めるとともに、学校の危機管理体制の充実・改善を行う必要がある。また、保護者や地域、関係機関との連携・協働により、共に子どもの安全・安心を確保していく体制をつくることが重要である。

本分科会では、様々な危機から子どもの生命と安全を守る対応の在り方と危機の未然防止のための具体的な方策と成果を明らかにする。

■ 研究の視点 ■

(1) いじめ・不登校等への適切な対応と体制づくり

いじめや不登校への対応は学校における重要課題の一つである。また、社会的にも大きな問題として取り上げられることが多く、保護者や地域の関心も高い。

学校は、いじめや不登校等に対する予防的取組を図ることを含め、教職員間で情報を共有しながら、組織的に対応することが必要である。また、いじめや不登校等の問題への取組については、保

護者や地域等への説明責任を果たすことが重要である。

学校は、予防的な取組として、児童に道徳性や規範意識等を養うとともに、問題発生の際に對して学校全体で早期に対応するなど、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進を図っていく必要がある。

このような視点に立ち、いじめや不登校等への適切な対応のための取組を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり

高い危機管理能力がある学校組織とは、管理職に高い危機管理意識があり、教職員の共通理解の下、あらゆる危機的場面に対して機動的に動ける組織である。そのような組織体制をつくっていくためには、子どもを取り巻く社会情勢の変化や教育課題を的確に把握して、教職員の危機管理意識の高揚を研修等で図らなければならない。また、研修に基づいた日頃の実践と保護者・地域との信頼関係の構築、関係機関との連携に努める必要がある。

校長は、このような認識の下に、児童の安心・安全を脅かす事件や事故等、危機に遭遇した場合の解決の道筋を示し、教職員が組織的に対応できるように、危機管理マニュアルや学校安全計画等の更新・見直し、組織体制づくり等の強化に努めなければならない。

このような視点に立ち、高い危機管理能力の育成と未然防止の組織体制づくりや関係機関との連携づくりを推進する上での校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

研究
発表

学校の安全・安心の確保を目指す学校経営

～児童・生徒の健全育成と危機管理の推進における校長の在り方～

空知地区 三笠市立三笠小学校 岡山 宏文

I 趣 旨

少子高齢化、情報化、IT産業の進化など、現代を生きる子どもたちにとって予測不可能な未知の世界を生きていかななくてはならない時代に入っている。学校は、子どもたちにどのような環境下にあっても強く、逞しく生き抜く力と豊かな世界を構築していく力を身に付けさせなければならない。

一方、空知管内に目を向けると、少子化による統廃合が進み、平成20年度には151校あった小中学校数が10年後の平成30年度には109校と42校も減少している。各自治体も様々な事業を展開し、少子化や人口減少に歯止めをかけようとしているが、大きな成果には至っていないのが現状である。

さて、年々増加傾向にあり陰湿化しているいじめ・不登校また、それに起因する自殺や大震災、土砂災害などの自然災害に加え、ミサイル発射などの予測不可能な人的災害への備えなど、学校に求められる危機への対応が多岐にわたっている。私たち校長は、子どもの「命を守る」ことを最優先とした危機管理能力の育成と、危機管理体制の確立が急務である。

本研究では、研究課題「様々な危機への対応と未然防止の体制づくりにおける校長の在り方」について、空知校長会の研究を中心に校長の指導の在り方と果たすべき役割を明らかにしていく。

II 研究の概要

本分科会における研究課題の今日的課題性や先見性、意識改革の必要性では、「学校における危機管理とは(1)児童生徒及び教職員の安全を確保すること(2)学校と児童生徒・保護者・地域社会との信頼関係を保つこと(3)組織的で迅速かつ確かな対応により、学校を安定した状態にすることを目的として、危機を予知・回避するための方策を講じるとともに、危機発生時には被害や問題を最小限にとどめるために適切な対応をとることである」ととらえている。

このことを踏まえ、空知校長会の平成29年度からの第5次3カ年計画の研究内容の成果と課題をもとに、小学校校長に協力いただいたアンケート結果をもとに『学校の安全・安心の確保を目指す学校経営』～児童・生徒の健全育成と危機管理の推進における校長の在り方～を表題とし、様々な側面から管内の現状、課題、解決の方策

等を明らかにしていく。

1 いじめ・不登校等への適切な対応と体制づくり

校長は、教育活動全体を通じ、いじめを「しない・させない・許さない」集団づくりを目指し、全ての児童に心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心を育むことができる環境を醸成する必要がある。

(1) 研究の視点

空知管内小学校アンケートから見るいじめに関する実態と校長としての関わり

- ① いじめ防止の校内担当者
いじめ防止対策委員会、生活指導、教頭所管で生活部
- ② 諸検査の活用
している 36校「ハイパーQU」「ほっと」「アセス」
してない 16校
- ③ 市町での取組
小中高の代表で会議を開催、北翔大学と連携しQUに関わる分析、考察、活用等の研修の実施、ケース会議、仲間づくり子ども会議の開催、ネットパトロール、5年生を対象としたいじめアンケート、町P連による「家庭での情報端末の約束」宣言、いじめ川柳への応募、特になし(多数)など
- ④ 教職員の意識
「大きな事案がないので、いつ起こっても不思議ではないという危機感が薄い」「刑事事件相当である認識、高くなっているが温度差がある」「組織的対応で向上している」「ようやく浸透してきた」「未然防止意識の向上」など
- ⑤ 家庭との連携で困難を感じる事
問題意識の差、家庭の理解度、児童理解の一致と対応策への協力、家庭への情報提供と個人情報との関係、無関心、予防的な視点での連携、家庭間での共通理解、加害者側の問題意識の低さ、価値観の違い、状況が正確に伝わらない、自分ファーストの考え方の拡張、無理解や理不尽な要求など
- ⑥ 校長としての取組
授業参観による実態把握と情報収集と対応の指示、道徳や特別活動等を通じて、自尊感情や自己有用感を育む取組の推進、校長講話や児童会活動でいじめ0の推進、わかる授業づくりと公正公平な学級の

仕組みづくりに向けた実践の紹介、いじめ防止基本方針の作成と周知徹底など。

⑦ 空知校長会としての考察

ア 諸検査を実施している学校は効果があると回答しているが、実施していない学校の主な理由は小規模(複式)校や予算がないこととしている。学級の児童数での可否を決めるのは難しいが、「ほっと」「アセス」は負担が少ないので取り組むという共通認識が必要である。

イ 小中1校ずつの自治体は共通した取組を行っていない場合が多い。市町校長会の中で共通した取組を検討し、実施する必要がある。

ウ ほとんどの学校はいじめについての意識が高いと回答しているが、事例がほとんどない学校では、危機感が薄かったり、温度差があったりするといった回答を踏まえ、担任や担当者任せではなく、学校全体で組織的に対応する姿勢や教育活動全体を通じて未然防止に努めることが必要である。

(2) 研究の視点

空知管内小学校アンケートから見る不登校に関する実態と校長としての関わり

校長は、不登校児童に対する最終的な目標である将来の社会的自立を目指す上で、対人関係や社会性の育成、学ぶ意欲や学ぶ習慣の獲得といった視点をもちながら、一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援を行う必要がある。

① 不登校の原因と思われる事項

怠学傾向、学校環境および人間関係の不適應、家庭環境、保護者の考え方など

② 関係機関(第三者機関)との連携

教育委員会、適応指導教室、児童相談所、SSW、小児科病院、家庭児童相談所、子育て支援センター、SCなど

③ 各自治体の共通した取組

SSW、CS、ケース会議の開催、児童生徒交流会による情報の共有、適応指導教室の開設、特になしなど

④ 家庭との連携

家庭訪問、電話連絡、関係機関を活用した生活改善の啓発、特別支援コーディネーターを担任と家庭とのつなぎ役として活用、保健師、SSW、保護者との面談、メールなど

⑤ 校長としての対応

不登校を学校教育全体の在り方に関わる課題としてとらえる環境づくり、校長をはじめ教職員は児童や保護者の学校に対する期待や切実な願いに応じていく姿勢風土づくり、家庭訪問の状況についての報告、担任一人で抱え込まないような組織的対応、校長自ら本人と対話、必要に応じて担任と保護者の面談に立ち会うなど

⑥ 空知校長会としての考察

ア 不登校の原因が多岐に渡っているため、教職員

だけの対応ではなく、今後は関係機関や専門家との連携がさらに必要になってくる。しかし、学校数の多い市町ほど、対応する関係機関および外部人材が複数ある傾向にあり、少ない市町は、児童相談所、医療機関など、公的な機関に頼る傾向がある。特に、学校数の少ない市町では全く配置されていない自治体も見られ、校長会としては、複数の近隣自治体と連携して専門家や施設を配置する等の働きかけが必要である。

イ 情報の共有は重要であるが、学校単位での取組や対応だけではなく自治体としての共通した取組や対応も必要である。

ウ 組織的・計画的に対応することの重要性や校長も積極的に関わる姿勢を示すとともに、該当児童や保護者とも寄り添いながら関わりをもつ必要がある。

⑦ A小学校の取組

ア いじめ未然防止のために

- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり
- ・休み時間にも児童と触れ合うこと
- ・心の教育の充実(道徳教育、人権教育の推進)
- ・児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進
- ・児童が主体的に取り組める問題解決的学習の充実

イ いじめ早期発見のための取組

- ・日常観察の徹底
- ・情報の共有
- ・児童アンケートの実施

ウ いじめ早期解決のための対応

- ・生徒指導委員会の招集開催
- ・情報収集の充実
- ・対象児童への指導と全児童へのいじめ防止の啓発指導
- ・家庭との連携
- ・外部機関との連携

エ 校長としての対応

心の触れ合いや人間関係を大切にされた教育活動の充実、「報告・連絡・相談」を重視した生徒指導体制の徹底、生徒指導上の問題の早期発見と迅速な初期対応、全教職員による情報の共有化と危機管理意識・協働体制の確立を図り、組織機能を生かしたいじめの未然防止や早期発見・早期対応等に心がけている。

2 高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり

学校が対応しなければならない危機は多岐にわたる。危機に適切に対応するため、校長は、常に高い危機管理意識をもち、あらゆる危機的場面に対して機動的に動ける組織体制を構築しなければならない。そのためには、子どもを取り巻く社会情勢の変化や教育課題を的確に把握し、教職員の危機管理意識を高め、保護者や地域の危機管理体制を強化していく必要がある。



(1) 研究の視点

空知管内小学校アンケートから見る危機管理に関する実態と校長としての関わり

- ① 胆振東部地震後、見直した点
連絡体制の確認、停電時の連絡体制、児童の安否確認方法
- ② 胆振東部地震以降、新たに取り入れた取組
配信メール100%加入、連絡網に固定電話以外の番号も併記、市での一斉メール配信、携帯連絡網の導入、避難所開設のマニュアル、HPによる家庭・地域への連絡、避難施設としての機能確立、防災宿泊研修の導入、月末のミニ防災訓練、自衛隊と連携した防災教室、児童の引き取り避難訓練、緊急連絡先の複数化(祖父母等)、事前通告なしの避難訓練の導入など
- ③ 家庭・地域との連携
校区安全マップの配布、情報の迅速な提供と共有化、見守りPTA活動、危機管理に関する「保護アンケート及び地域アンケート」の実施、暴風雪対応に関する地域別モニター家庭との情報収集、3校連携会議への地域保護者の参加、CSの活用、通学路点検など
- ④ 関係機関との連携
警察署、消防署、防災セットの設置、バス会社(スクールバス)、教育委員会、JR(踏切)、一日防災学校の実施、地域防災訓練、防災無線等緊急連絡方法の共有、町内会等との見守り活動、ライオンズクラブ等による薬物乱用防止教室や喫煙防止教室の実施、など
- ⑤ 空知校長会としての考察
ア 胆振東部地震でのブラックアウトは学校現場に大きな問題提起を行った。特に停電時の連絡方法については、携帯電話や校区内の安全パトロール等、ごく限られた方法でしか緊急連絡や安否確認、職員への連絡を取ることができなかった。この教訓をしっかり受け止め、災害時における対策や取組を研究大会等において交流し、優れた実践を取り入れ、さらにその精度を高めていく必要がある。
イ 防災の視点から、管内では様々な対策が実践されている。例えば、避難所機能の確認、宿泊訓練の導入等、より実効性のある取組を行う学校が徐々に増えているので、今後は町内会や行政を巻き込んだ広がりのある働きかけを行う必要がある。
- ⑥ B市の取組
ア 危機管理体制の確立に向けて
 - ・アレルギーやてんかん等、配慮する児童に対する共通認識
 - ・「いつでも、だれでも」対応できる体制の整備
 - ・事故発生時の連絡体制、救急処置等の定期的な確認
 - ・危機管理マニュアルの徹底と組織的対応の意識化

- イ 行政や関係機関との連携
 - ・市教委作成の給食時異物混入マニュアルに基づいた対応
 - ・警察や消防と連携した火災と不審者侵入に対する年2回の避難訓練の実施
- ウ 個人情報漏洩の防止対策
 - ・情報管理規定に基づいた、情報の漏洩、改ざん、破壊の防止(個人のUSBにはデータを保存できない)
- エ 校長としての対応
小中一貫教育の取組充実を図り、小中の連携を深めるとともに、危機管理体制の連携も進めている。また、危機管理の行動は「最初の対応を慎重且つ適切に行う。指示・指揮系統の明確化。憶測で動かず、正確な情報を得て対応する。誠意を持って対応する。組織的対応に徹すること。(行動のさしすせそ)」を念頭に迅速・的確な対応を行うよう心がけている。

Ⅱ 研究の概要

1 成果

- いじめや不登校を学校経営の重要な柱として位置づけ、教職員間の共通理解、情報の共有化、報連相の徹底、家庭や関係機関との連携強化等を積極的に進めていることにより、組織体としての機能を発揮し、問題の未然防止が図られるとともに、一層の早期発見、早期対応が図られている。
- 学校や教育委員会の協力依頼、CSの活用等、家庭や地域を中心に様々な関係機関と連携を図ることにより、「地域の子どもは地域が守る」という体制が管内全市町でとられている。
- 様々な災害に対応した、より具体的なより実効性のある取組が多く実施されている。また、防災計画やマニュアル等についても毎年見直しを図り、全教職員による防災意識がかなり高まっている。

2 課題

- 自治体により、取組内容や関係機関との連携における軽重が見られる。必要なあるいは有効な取組は校長会として、管内共通して行うような働きかけが必要である。
- 不登校・いじめについて、価値観の違いや問題意識の差によって共通理解が図りにくいケースが少なくないので、専門機関やSC、SSW等を十分に活用し、児童や保護者に寄り添いながら問題解決を図っていく必要がある。
- 危機管理体制の構築には、学校だけではなく、町内会・行政・CS・消防・警察等様々な機関との連携が不可欠であり、教職員・保護者の理解と協力を得ながら推進していく必要がある。